

1 『WLB通信』の発行について

県教育委員会では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることで、教職員が意欲と能力を最大限発揮し、子どもたちに効果的な教育活動を行うことにより、本県教育の更なる充実を目指し、学校における働き方改革に取り組んでいます。

このたび、各学校におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた主体的・組織的な取組の参考としていただくことができるよう、県教育委員会の取組や各学校の効果的な取組事例をお知らせする『WLB（うるびい）通信』を発行することとしました。



2 教育職員の業務量の適切な管理等について

文部科学省は、令和元年12月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」を改正するとともに、令和2年1月、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を告示し、次のように示しています。

(1) 業務を行う時間の上限

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とします。

◆在校等時間 = 在校している時間 + ① + ② - ③ - ④

- ① 校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
- ② 各地方公共団体で定めるテレワークの時間
- ③ 勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間
- ④ 休憩時間

服務監督教育委員会（学校を設置している自治体の教育委員会）は、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間（時間外在校等時間）を次の上限時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行います。

◆上限時間の原則

- ① 1か月の時間外在校等時間 … **45時間以内**
- ② 1年間の時間外在校等時間 … **360時間以内**

(2) 服務監督教育委員会が講ずべき措置

- ① 時間外在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等において定める。
〔 県立学校 … 令和2年7月に「青森県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定。
市町村立学校 … 各市町村教育委員会が制定。 〕
- ② 在校等時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測する。計測した時間は、公文書として管理・保存を適切に行う。
- ③ 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。 など

(3) 留意事項

- ① 本指針は上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではない。
- ② 時間外在校等時間を上限時間の範囲内とすることが目的化し、**実際より短い虚偽の時間を記録に残すことがあってはならない。**
- ③ 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、**上限時間を遵守するためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避ける。**
- ④ 都道府県は、服務監督教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等を整備する。
〔 本県は、令和2年7月に「義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例」を改正。 〕

3 学校における働き方改革プランの概要



(1) プランの位置付け

県教育委員会の目標や取組内容等を示すとともに、市町村教育委員会においても取り組んでほしい内容を示すもの。また、基本方針・実施計画等を策定していない市町村教育委員会に対し、本プランを参考に策定を促すもの。

(2) 現状：平成30年6～7月の教諭・講師の1月当たりの時間外在校等時間は次のとおり。

小学校：約47時間、中学校：約71時間、高等学校：約59時間、特別支援学校：約25時間

(3) 期間：令和2年度～令和4年度（3年間）

(4) 目標

県立学校の教育職員の時間外在校等時間の上限を、原則として、**1か月45時間以内、1年間360時間以内**とし、上限時間の達成に向けて目標を次のとおり設定しました。

- ① 県立学校における時間外在校等時間の25%減
- ② 全市町村教育委員会において基本方針・実施計画等を策定

4 令和3年度の学校における働き方改革関連事業

学校における働き方改革プランに係る令和3年度の主な関連事業は、次のとおりです。

(1) 専門スタッフの活用

○外部人材活用によるスクールサポートスタッフ配置事業（拡充）

令和3年度：9160万円

教職員の業務の負担軽減を図るため、小・中学校、高等学校及び特別支援学校に教職員の事務的補助を行うスクールサポートスタッフの配置を拡充する。拡充に当たっては、障害者を雇用することとし、県教育委員会における障害者雇用を推進する。

（市町村立小・中学校24校、県立高等学校6校、県立特別支援学校20校）

○学校等における法務相談体制整備事業（新規）

令和3年度：198万8000円

深刻な児童生徒間トラブルや外部からの過剰な要求等に対応する教職員の負担軽減を図るとともに、児童生徒にとって最適な教育環境を維持するため、県弁護士会と連携してスクールロイヤーを配置し、学校からの法務相談に対応できる体制を整備する。

（6地区に各1名）

○スクールライフサポーター配置事業（継続）

令和3年度：436万4000円

県立高等学校において、教諭等と連携しながら特別な支援を要する生徒に対する授業補助や学校生活支援、社会性向上支援等を行うスクールライフサポーターを配置する。

（県立高等学校3校）

○学校における運動部活動推進事業（拡充）

令和3年度：1141万9000円

適切な運動部活動の実現及び教職員の運動部活動指導の負担軽減を図るため、市町村立中学校及び県立高等学校の運動部活動指導員の配置を拡充する。

（市町村立中学校35名、県立学校7名）



○学校における文化部活動推進事業（新規）

令和3年度：117万7000円



適切な文化部活動の実現及び教職員の文化部活動指導の負担軽減を図るため、県立高等学校の文化部に文化部活動指導員を配置する。

（県立高等学校3名）

○学校の教育相談体制充実を支援する外部専門家活用事業（継続）

令和3年度：1億3726万2000円

児童生徒のいじめ、不登校や貧困問題等の諸課題への対応に係る学校の教育相談体制を支援し、解決を図るため、市町村立小・中学校、県立高等学校等へスクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置・派遣する。

（SC：県内全ての市町村立小中学校に配置・派遣（市町村独自配置を含む）、
県立高等学校7校に配置、その他の学校は要請に応じて派遣）

（SSW：県内全ての市町村立中学校区に配置（中核市は除く）、
県立高等学校6校に配置、その他の学校は要請に応じて派遣）

○学校図書館活動支援事業（継続）

令和3年度：660万1000円



学校図書館の運営の改善及び機能向上により、授業等での積極的な活用を促進するため、県立高等学校に学校図書館サポーターを配置する。
（県立高等学校6名）

(2) 校務等へのICT活用の推進、事務処理の効率化

○校務のICT活用推進事業（継続） 令和3年度：2億5306万9000円

県立学校における校務情報管理のセキュリティを強化するとともに教職員の事務の効率化を図るための統合型校務支援システムを導入する。



○県立学校情報教育推進事業（継続）

令和3年度：1億1650万5000円

児童生徒の学びの充実及び教員が児童生徒と向き合う時間の確保を図るため、県立学校において1人1台のPC端末の整備等を行う。

○特別支援教育就学奨励費システム保守委託経費（継続）

令和3年度：99万円

県立特別支援学校において、就学奨励費に係る事務の効率化を図るシステムの保守委託を行う。

今後、本通信において、各校の取組を紹介してまいりますので、好事例がありましたら、お知らせください。（☐E-KYOIN@pref.aomori.lg.jp）

県教育委員会では、引き続き、関係機関と連携し、学校における働き方改革の取組を進めてまいりますので、皆様の御協力をお願いします。